

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
日本DMA T活動要領 平成18年 4 月 7 日 (略) 令和 7 年 7 月22日(改正) I 概要 1. 災害派遣医療チーム (DMA T (Disaster Medical Assistance Team) とは - 大地震及び航空機・列車事故等の災害時や、新興感染症等のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームが日本DMA Tである。 - 自然災害に限らず航空機・列車事故等の大規模な集団災害において、一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応が困難な場合も想定される。	日本DMA T活動要領 平成18年 4 月 7 日 (略) I 概要 1. 災害派遣医療チーム (DMA T (Disaster Medical Assistance Team) とは - 大地震及び航空機・列車事故等の災害時や、新興感染症等のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームが日本DMA Tである。 - 自然災害に限らず航空機・列車事故等の大規模な集団災害において、一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応が困難な場合も想定される。

- 平成7年の阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、病院も被災し、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「防ぎ得る災害死」が大きな問題として取り上げられた。
- 平成19年の中越沖地震のような限局的な災害では、発災直後から救出・救助が行われ、傷病者を拠点病院に集め、重症者を航空機や救急車で機能している災害拠点病院に搬送することにより、生命的・機能的予後の改善が認められた。
- 平成23年の東日本大震災では、多数のDMATが被災地に参集する一方、津波災害により、外傷傷病者等への救命医療ニーズが少なかったこと、通信が困難であったこと、派遣調整を行う本部の対応が不十分であったことなど、DMATの活動について多くの課題も明らかとなった。
- 平成30年の大阪府北部地震、7月豪雨、北海道胆振東部地震では、医療機関のライフライン支援の重要性が改めて確認された。
- 令和6年能登半島地震では、保健医療福祉調整本部が実災害では初めて設置され、本部体制の重要性が改めて認識されたほか、過去最大の累計1139チームのDMATが派遣された。
- このような災害に対しては、専門的な訓練を受けたチームが可及的速やかに被災地域に入り、まず、被災地域の保健医療需要を把握し、被災地における急性期の医療体制を確立する。その上で被災地域での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地域で

- 平成7年の阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、病院も被災し、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「防ぎ得る災害死」が大きな問題として取り上げられた。
- 平成19年の中越沖地震のような限局的な災害では、発災直後から救出・救助が行われ、傷病者を拠点病院に集め、重症者を航空機や救急車で機能している災害拠点病院に搬送することにより、生命的・機能的予後の改善が認められた。
- 平成23年の東日本大震災では、多数のDMATが被災地に参集する一方、津波災害により、外傷傷病者等への救命医療ニーズが少なかったこと、通信が困難であったこと、派遣調整を行う本部の対応が不十分であったことなど、DMATの活動について多くの課題も明らかとなった。
- 平成30年の大阪府北部地震、7月豪雨、北海道胆振東部地震では、医療機関のライフライン支援の重要性が改めて確認された。
(新設)
- このような災害に対しては、専門的な訓練を受けたチームが可及的速やかに被災地域に入り、まず、被災地域の保健医療需要を把握し、被災地における急性期の医療体制を確立する。その上で被災地域での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地域で

発生した多くの傷病者を被災地域外の適切な医療機関に搬送するとともに、被災地に参集する、保健医療福祉活動チーム（DMAT、日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team: 以下「JMAT」という。）、日本赤十字社の救護班（以下「日赤救護班」という。）、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の医療班、全日本病院医療支援班（All Japan Hospital Medical Assistance Team: 以下「AMAT」という。）、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team: 以下「DPAT」という。）その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）との有機的な連携ができれば、死亡や後遺症の減少が期待できる。

- このような災害時の医療活動には、通常時の外傷等の基本的な救急診療に加え、多様な医療チーム等との連携を含めた災害医療マネジメントに関する知見が必要である。
- 令和2年の新型コロナウイルス感染症において、DMAT資格を有する者が、災害医療の経験を活かして、感染症の専門家とともに、ダイヤモンドプリンセス号での対応のほか、都道府県庁の患者受け入れを調整する機能を持つ組織・部門での入院調整や、クラスターが発生した介護施設等での感染制御や業務継続の支援等を行った。

発生した多くの傷病者を被災地域外の適切な医療機関に搬送するとともに、被災地に参集する、保健医療活動チーム（DMAT、日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team: 以下「JMAT」という。）、日本赤十字社の救護班（以下「日赤救護班」という。）、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の医療班、全日本病院医療支援班（All Japan Hospital Medical Assistance Team: 以下「AMAT」という。）、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team: 以下「DPAT」という。）その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）との有機的な連携ができれば、死亡や後遺症の減少が期待できる。

- このような災害時の医療活動には、通常時の外傷等の基本的な救急診療に加え、多様な医療チーム等との連携を含めた災害医療マネジメントに関する知見が必要である。
- 令和2年の新型コロナウイルス感染症において、DMAT資格を有する者が、災害医療の経験を活かして、感染症の専門家とともに、ダイヤモンドプリンセス号での対応のほか、都道府県庁の患者受け入れを調整する機能を持つ組織・部門での入院調整や、クラスターが発生した介護施設等での感染制御や業務継続の支援等を行った。

2. 運用の基本方針

- DMA Tの活動は、通常時に都道府県と医療機関との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等により策定された防災計画等に基づくものである。
- DMA Tの派遣は被災地域の都道府県の派遣要請に基づくものである。ただし、厚生労働省は当分の間、被災地域の都道府県の派遣要請が無い場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対してDMA Tの派遣を要請することができる。
- DMA T 1隊あたりの活動期間は、その機動性を確保する観点から、初動のチーム（1次隊）は移動時間を除き概ね48時間以内を基本とする。なお、災害の規模に応じて、DMA Tの活動が長期間（1週間など）に及ぶ場合には、DMA T 2次隊、3次隊等の追加派遣で対応することを考慮する。このような2次隊、3次隊や、DMA Tコーディネーションチームの活動期間は、48時間に限定せず、柔軟に対応する。
- 厚生労働省は、通常時にDMA T活動要領を策定するとともに、標準化された研修・訓練の実施及びDMA Tを構成する要員の認証・登録により、DMA Tの質の維持及び向上を図る。また、厚生労働省は、災害時に、初動期からの積極的な情報収集等により都道府県に対し必要な支援を行うものとし、DMA Tの活動に関わる情報集約、総合調整、関連省庁との必要な調整及び被災地域外の都道府県等に対するDMA Tの派遣要請を行う。

2. 運用の基本方針

- DMA Tの活動は、通常時に都道府県と医療機関との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省、独立行政法人国立病院機構等により策定された防災計画等に基づくものである。
- DMA Tの派遣は被災地域の都道府県の派遣要請に基づくものである。ただし、厚生労働省は当分の間、被災地域の都道府県の派遣要請が無い場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対してDMA Tの派遣を要請することができる。
- DMA T 1隊あたりの活動期間は、その機動性を確保する観点から、初動のチーム（1次隊）は移動時間を除き概ね48時間以内を基本とする。なお、災害の規模に応じて、DMA Tの活動が長期間（1週間など）に及ぶ場合には、DMA T 2次隊、3次隊等の追加派遣で対応することを考慮する。このような2次隊、3次隊や、DMA Tロジスティックチームの活動期間は、48時間に限定せず、柔軟に対応する。
- 厚生労働省は、通常時にDMA T活動要領を策定するとともに、標準化された研修・訓練の実施及びDMA Tを構成する要員の認証・登録により、DMA Tの質の維持及び向上を図る。また、厚生労働省は、災害時に、初動期からの積極的な情報収集等により都道府県に対し必要な支援を行うものとし、DMA Tの活動に関わる情報集約、総合調整、関連省庁との必要な調整及び被災地域外の都道府県等に対するDMA Tの派遣要請を行う。

厚生労働省は、災害時に被災地域の都道府県が管内のDMA T指定医療機関に対しDMA Tの派遣要請を行わない場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県に対し、管内のDMA T指定医療機関にDMA Tの派遣要請を行うよう求めることができる。これらの通常時及び災害時の対応を円滑に行うため、厚生労働省は国立健康危機管理研究機構にDMA T事務局を設置する。

- 都道府県は、通常時に、DMA T運用計画の策定、医療機関等との協定の締結等を行い、災害時に、計画に基づきDMA Tを運用し、活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等）を行う。
- DMA T指定医療機関は、通常時に、DMA Tの派遣の準備、DMA Tに参加する要員の研修・訓練に努め、災害時に、被災地域の都道府県等の派遣要請に応じてDMA Tを派遣する。
- 災害拠点病院をはじめ、日本赤十字社、国立病院機構、大学附属病院等は、DMA Tの活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等）を可能な範囲で行う。

3. (略)

II 用語の定義

1～5 (略)

6. DMA Tコーディネーションチーム

厚生労働省は、災害時に被災地域の都道府県が管内のDMA T指定医療機関に対しDMA Tの派遣要請を行わない場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県に対し、管内のDMA T指定医療機関にDMA Tの派遣要請を行うよう求めることができる。これらの通常時及び災害時の対応を円滑に行うため、厚生労働省は独立行政法人国立病院機構本部にDMA T事務局を設置する。

- 都道府県は、通常時に、DMA T運用計画の策定、医療機関等との協定の締結等を行い、災害時に、計画に基づきDMA Tを運用し、活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等）を行う。
- DMA T指定医療機関は、通常時に、DMA Tの派遣の準備、DMA Tに参加する要員の研修・訓練に努め、災害時に、被災地域の都道府県等の派遣要請に応じてDMA Tを派遣する。
- 災害拠点病院をはじめ、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学附属病院等は、DMA Tの活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等）を可能な範囲で行う。

3. (略)

II 用語の定義

1～5 (略)

6. DMA Tロジスティックチーム

- DMA Tコーディネーションチームは、DMA Tコーディネーター及びDMA T登録者により編成される。
- DMA Tコーディネーションチームは、都道府県DMA T調整本部や活動拠点本部等での本部業務を主に行い、統括DMA T登録者をサポートする。
- (削除)

7. DMA Tコーディネーター

- DMA Tコーディネーターは、DMA Tコーディネーター認定要件を満たし、厚生労働省に登録された者である。
- DMA Tコーディネーターは、平時は日本DMA Tの運用全体を把握し、研修における受講者へのインストラクションやコース運営と訓練における企画・運営を担い、災害時には、DMA Tコーディネーションチームとして、被災都道府県DMA T調整本部や活動拠点本部等での本部支援を行う。
- 認定要件、更新要件は日本DMA T検討委員会が定める。

8. DMA Tコーディネーター候補者（タスク）

- DMA Tコーディネーター候補者とは、DMA T隊員養成研修修了者で、DMA Tコーディネーター資格取得を希望する者とする。

(削る)

(新設)

- DMA Tロジスティックチームは、DMA T都道府県調整本部等の本部業務において、統括DMA T登録者をサポートする。

- DMA Tロジスティックチームは、主に病院支援や情報収集等のロジスティクスを専門とした活動を行う。

7. DMA Tロジスティックチーム隊員

- DMA Tロジスティックチーム隊員は、災害時にDMA Tロジスティックチームとして活動する資格を有し厚生労働省に登録された者である。

(新設)

- 認定要件、更新要件は別に定める。

8. DMA Tインストラクター・タスク

- DMA Tタスクとは、DMA T隊員養成研修修了者で、研修運営参加を希望する者とする。

- DMA Tインストラクターとは、タスクとしてインストラクター要件を満たすもので、DMA T事務局により認められたもの

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

9～18 (略)

19. 保健医療福祉調整本部

- 大規模災害時に、被災都道府県に設置され、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う本部をいう。

(「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」(令和7年3月31日付け科発0331第10号・医政発0331第100号・健生発0331第52号・感発0331第20号・医薬発0331第60号・社援発0331第69号・障発0331第27号・老発033第13号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康・生活衛生局長、健康・生活衛生局感染対策部長、医薬局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知)

20. 保健医療福祉活動チーム

とする。

- DMA Tインストラクターは、以下の役割が求められる。
- 日本DMA T隊員への研修(隊員養成研修、広域医療搬送実機研修、技能維持研修、統括DMA T研修、統括DMA T技能維持研修等)のインストラクションとコース運営
- 政府総合防災訓練(大規模地震時医療活動訓練)やDMA Tブロック訓練、各都道府県における災害対策訓練(保健医療分野)の企画と運営
- 発災時、DMA T本部活動をマネジメントできる能力

9～18 (略)

19. 保健医療福祉調整本部

- 大規模災害時に、被災都道府県に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う本部をいう。(「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月22日付け科発0722第2号・医政発0722第1号・健発0722第1号・薬生発0722第1号・社援発0722第1号・老発0722第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知)

20. 保健医療活動チーム

- D M A T、J M A T、日赤救護班、国立病院機構の医療班、A M A T、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、D P A T、その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。

2 1. 災害医療コーディネーター

- 災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療福祉活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者をいう。（「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

2 2. 災害時小児周産期リエゾン

- 災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者をいう。（「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号厚生労働省

- D M A T、J M A T、日赤救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、A M A T、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、D P A T、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。

2 1. 災害医療コーディネーター

- 災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者をいう。（「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

2 2. 災害時小児周産期リエゾン

- 災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者をいう。（「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号厚生労働省医政局地

医政局地域医療計画課長通知)

23～25 (略)

Ⅲ 通常時の準備

1. 運用に係る計画の策定

- 都道府県、厚生労働省、国立病院機構等は、DMA T運用に関わる計画（以下「DMA T運用計画」という。）を事前に策定する。
- 日本赤十字社は、日赤救護班とDMA Tとの協働に係る計画を事前に策定する。
- DMA T運用計画には、広域医療搬送におけるDMA Tの活動及びSCUの設置・運営に関する事項（設置場所、協力を行う病院の指定を含む）、保健医療福祉活動チームとの連携についても明記することが望ましい。

2. DMA T指定医療機関の指定、業務計画の策定及び協定等

- 都道府県は、管内の病院をDMA T指定医療機関として指定し、厚生労働省にその旨報告する。
 - DMA T指定医療機関は、以下の指定要件を満たす病院とする。
 - 都道府県と医療法及び感染症法に基づく協定を締結した医療機関であること。
 - DMA Tの活動に必要な人員、装備を持つこと。
- (削る)

域医療計画課長通知)

23～25 (略)

Ⅲ 通常時の準備

1. 運用に係る計画の策定

- 都道府県、厚生労働省、独立行政法人国立病院機構等は、DMA T運用に関わる計画（以下「DMA T運用計画」という。）を事前に策定する。
- 日本赤十字社は、日赤救護班とDMA Tとの協働に係る計画を事前に策定する。
- DMA T運用計画には、広域医療搬送におけるDMA Tの活動及びSCUの設置・運営に関する事項（設置場所、協力を行う病院の指定を含む）、保健医療活動チームとの連携についても明記することが望ましい。

2. DMA T指定医療機関の指定、業務計画の策定及び協定等

- 都道府県は、管内の病院をDMA T指定医療機関として指定し、厚生労働省にその旨報告する。
 - DMA T指定医療機関は、以下の指定要件を満たす病院とする。
 - 都道府県と医療法及び感染症法に基づく協定を締結した医療機関であること。
 - DMA Tの活動に必要な人員、装備を持つこと。
- なお、DMA T指定医療機関は災害拠点病院であることが望ましい。

- DMA T 指定医療機関の指定更新は 5 年ごとに行われる。
- DMA T 指定医療機関の指定更新要件は、以下のとおりとする。
 - 「DMA T 地方ブロック訓練」に 5 年に 2 回以上参加していること。
 - なお、「DMA T 地方ブロック訓練」への参加要件を満たせない場合は、政府総合防災訓練への参加実績を考慮する。
- 都道府県は、管内の DMA T 指定医療機関を災害時の業務計画に明示し、運用に関する必要な事項について協定を締結する。
- 都道府県は、管内の日本赤十字社支部と日本赤十字社の DMA T の運用に関する必要な事項について協定を締結する。
- 都道府県と DMA T 指定医療機関等の協定は、以下の事項を含むものとする。
 - 要請方法
 - 指揮系統
 - 業務
 - ロジスティクス
 - 活動費用
 - DMA T に参加する要員の身分の取扱いと DMA T 活動における事故等への補償（補償は、自然災害や事故による負傷、感染症や精神疾患への罹患等においても対応することが求められる。）
- 厚生労働省は、DMA T 指定医療機関を把握する。
- 厚生労働省及び国立病院機構は、DMA T の運用について防災

- DMA T 指定医療機関の指定更新は 5 年ごとに行われる。
- DMA T 指定医療機関の指定更新要件は、以下のとおりとする。
 - 「DMA T 地方ブロック訓練」に 5 年に 2 回以上参加していること。
 - なお、「DMA T 地方ブロック訓練」への参加要件を満たせない場合は、政府総合防災訓練への参加実績を考慮する。
- 都道府県は、管内の DMA T 指定医療機関を災害時の業務計画に明示し、運用に関する必要な事項について協定を締結する。
- 都道府県は、管内の日本赤十字社支部と日本赤十字社の DMA T の運用に関する必要な事項について協定を締結する。
- 都道府県と DMA T 指定医療機関等の協定は、以下の事項を含むものとする。
 - 要請方法
 - 指揮系統
 - 業務
 - ロジスティクス
 - 活動費用
 - DMA T に参加する要員の身分の取扱いと DMA T 活動における事故等への補償（補償は、自然災害や事故による負傷、感染症や精神疾患への罹患等においても対応することが求められる。）
- 厚生労働省は、DMA T 指定医療機関を把握する。
- 厚生労働省及び国立病院機構は、DMA T の運用について防災

業務計画に明示する。

- DMA T 指定医療機関は、自施設のDMA T 登録者が以下の役割を担う環境整備に努める。
 - 自施設の災害対策委員会のマネージメント
 - 地域の災害医療対策委員会への関与
 - 地域の災害訓練への参加
 - E M I S の平時入力項目の定期的な更新等

3. DMA T 登録者、統括DMA T 登録者、DMA T コーディネーターの登録

- 厚生労働省は、「日本DMA T 隊員養成研修」を修了した者又はそれと同等の学識・技能を有する者をDMA T 登録者として認証する。
- 厚生労働省は、DMA T コーディネーター認定要件を満たした者を DMA T コーディネーターとして認証する。
- 厚生労働省は、「統括DMA T 研修」を修了した者を統括DMA T 登録者として認証する。

- DMA T 事務局は、医療法第 30 条の 12 の 2 に定める業務に従事する旨の承諾をしたDMA T 登録者、統括DMA T 登録者及びDMA T コーディネーター（以下「DMA T 登録者等」という。）の申請により、当該DMA T 登録者等を災害・感染症医療業務従事者（同条の「災害・感染症医療業務従事者」をいう。以下同じ。）として登録し、厚生労働省は、DMA T 事務局を通

業務計画に明示する。

- DMA T 指定医療機関は、自施設のDMA T 登録者が以下の役割を担う環境整備に努める。
 - 自施設の災害対策委員会のマネージメント
 - 地域の災害医療対策委員会への関与
 - 地域の災害訓練への参加
 - E M I S の平時入力項目の定期的な更新等

3. DMA T 登録者、統括DMA T 登録者、DMA T ロジスティックチーム隊員の登録

- 厚生労働省は、「日本DMA T 隊員養成研修」を修了した者又はそれと同等の学識・技能を有する者をDMA T 登録者として認証する。
- 厚生労働省は、「統括DMA T 研修」を修了した者を統括DMA T 登録者として認証する。
- 厚生労働省は、「DMA T ロジスティックチーム隊員養成研修」を修了した者をDMA T ロジスティックチーム隊員として認証する。

- DMA T 事務局は、医療法第 30 条の 12 の 2 に定める業務に従事する旨の承諾をしたDMA T 登録者、統括DMA T 登録者、DMA T 事務局及びDMA T ロジスティックチーム隊員（以下「DMA T 登録者等」という。）の申請により、当該DMA T 登録者等を災害・感染症医療業務従事者（同条の「災害・感染症医療業務従事者」をいう。以下同じ。）として登録し、厚生労働

じて災害・感染症医療業務従事者を把握する。

- DMA T登録者等は、所属などの登録内容に変更があった場合は、都道府県及び厚生労働省両方に届け出る。
- DMA T登録者の資格更新は5年ごとに行われる。ただし、年度途中でDMA T登録者として認証を受けた場合は、認証を受けた当該年度及びその後4年間を、DMA T登録者の資格有効期間とする。
- DMA T登録者の資格更新要件は、以下のとおりとする。
 - 資格有効期間において「DMA T技能維持研修」に2回以上参加していること
- 統括DMA T登録者は、統括DMA T登録者の届出に基づき、定期的に更新される。
- DMA T指定医療機関は、当該医療機関に勤務するDMA T登録者等を把握し、定期的に都道府県に報告する。
- 都道府県は、管内のDMA T指定医療機関におけるDMA T登録者等を把握するとともに、DMA T登録者等に係る情報の更新を行い、その結果を厚生労働省に報告する。

4～7 (略)

8. DMA Tの運用体制の確保

- 都道府県は、DMA Tの運用に関する事項を協議するため、都道府県DMA T連絡協議会を設置する。
- 都道府県DMA T連絡協議会は、DMA T指定医療機関、都道

省は、DMA T事務局を通じて災害・感染症医療業務従事者を把握する。

- DMA T登録者等は、所属などの登録内容に変更があった場合は、都道府県及び厚生労働省両方に届け出る。
- DMA T登録者の資格更新は5年ごとに行われる。ただし、年度途中でDMA T登録者として認証を受けた場合は、認証を受けた当該年度及びその後4年間を、DMA T登録者の資格有効期間とする。
- DMA T登録者の資格更新要件は、以下のとおりとする。
 - 資格有効期間において「DMA T技能維持研修」に2回以上参加していること。
- 統括DMA T登録者は、統括DMA T登録者の届出に基づき、定期的に更新される。
- DMA T指定医療機関は、当該医療機関に勤務するDMA T登録者等を把握し、定期的に都道府県に報告する。
- 都道府県は、管内のDMA T指定医療機関におけるDMA T登録者等を把握するとともに、DMA T登録者等に係る情報の更新を行い、その結果を厚生労働省に報告する。

4～7 (略)

8. DMA Tの運用体制の確保

- 都道府県は、DMA Tの運用に関する事項を協議するため、都道府県DMA T連絡協議会を設置する。
- 都道府県DMA T連絡協議会は、DMA T指定医療機関、都道

府県医師会、日本赤十字社支部、消防等から構成されるものとする。

- 都道府県は、地方ブロックごとのDMA T体制の維持及び連携に関する事項を協議するため、地方ブロックDMA T連絡協議会を設置する。
- 都道府県DMA T連絡協議会や地方ブロックDMA T連絡協議会は、管内での研修及び訓練等の企画、運営を支援するため、DMA T コーディネーター部会を設置することができる。
- 厚生労働省は、全国規模のDMA Tの運用に関する事項を協議するため、日本DMA T検討委員会を設置する。
- DMA T事務局は、通常時に、DMA T登録者等の研修・登録・更新作業、DMA T地方ブロック訓練の管理、政府総合防災訓練の企画・運営、日本DMA T検討委員会開催に係る事務、DMA T活動におけるロジスティクスのための関係業界との協定締結、DMA T活動の向上のための研究、必要に応じて都道府県等が主催するDMA T研修の支援等、DMA T体制の維持及び発展に関わる事務を取り扱う。

9. 研修・訓練の実施

- 厚生労働省は、DMA Tに参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとし、関係省庁の協力の下、「日本DMA T隊員養成研修」、「統括DMA T研修」、「DMA T コーディネーションチーム研修」、「DMA T技能維持研修」、「統括DMA T登録者技能維持・ロジスティクス研修」等を実施する。

府県医師会、日本赤十字社支部、消防等から構成されるものとする。

- 都道府県は、地方ブロックごとのDMA T体制の維持及び連携に関する事項を協議するため、地方ブロックDMA T連絡協議会を設置する。
- 都道府県DMA T連絡協議会や地方ブロックDMA T連絡協議会は、管内での研修及び訓練等の企画、運営を支援するため、インストラクター部会を設置することができる。
- 厚生労働省は、全国規模のDMA Tの運用に関する事項を協議するため、日本DMA T検討委員会を設置する。
- DMA T事務局は、通常時に、DMA T登録者等の研修・登録・更新作業、DMA T地方ブロック訓練の管理、政府総合防災訓練の企画・運営、日本DMA T検討委員会開催に係る事務、DMA T活動におけるロジスティクスのための関係業界との協定締結、DMA T活動の向上のための研究、必要に応じて都道府県等が主催するDMA T研修の支援等、DMA T体制の維持及び発展に関わる事務を取り扱う。

9. 研修・訓練の実施

- 厚生労働省は、DMA Tに参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとし、関係省庁の協力の下、「日本DMA T隊員養成研修」、「統括DMA T研修」、「DMA T ロジスティックチーム隊員養成研修」、「DMA T技能維持研修」、「統括DMA T登録者技能維持・ロジスティクス研修」等を実施する。

- 日本DMA T検討委員会は、日本DMA T隊員養成研修等の実施とその質の管理について、厚生労働省に対し技術的な助言を行う。
- 厚生労働省は、日本DMA T検討委員会の技術的な助言を踏まえ、都道府県等で行われる研修について、実施体制、研修内容等を評価し、「日本DMA T隊員養成研修」として認定又は、「日本DMA T隊員養成研修」の一部として認定することができる。厚生労働省の認定を受けた研修の修了者は、DMA T登録者となる。（一部として認定された場合は、追加研修の受講により、DMA T登録者となる。）
- 厚生労働省は、内閣府等の政府関係機関、都道府県、日本赤十字社等と連携し、DMA Tの訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、DMA T事務局とD P A T事務局との連携に留意する。
- DMA T指定医療機関は、DMA T登録者の研修・訓練に努めるものとする。
- DMA T登録者は、通常時に、連絡体制などDMA T派遣の準備を整え、DMA Tの研修・訓練に積極的に参加する。
- 都道府県は、日本DMA T検討委員会が定める要件に基づいて、地方ブロックごとに、DMA Tの継続的な研修・訓練を行う。
- 都道府県は、厚生労働省又は都道府県が実施するDMA T関連の研修や訓練において、管内のDMA T登録者の技能維持、DMA Tコーディネーター及びDMAT コーディネーター候補者

- 日本DMA T検討委員会は、日本DMA T隊員養成研修等の実施とその質の管理について、厚生労働省に対し技術的な助言を行う。
- 厚生労働省は、日本DMA T検討委員会の技術的な助言を踏まえ、都道府県等で行われる研修について、実施体制、研修内容等を評価し、「日本DMA T隊員養成研修」として認定又は、「日本DMA T隊員養成研修」の一部として認定することができる。厚生労働省の認定を受けた研修の修了者は、DMA T登録者となる。（一部として認定された場合は、追加研修の受講により、DMA T登録者となる。）
- 厚生労働省は、内閣府等の政府関係機関、都道府県、日本赤十字社等と連携し、DMA Tの訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、DMA T事務局とD P A T事務局との連携に留意する。
- DMA T指定医療機関は、DMA T登録者の研修・訓練に努めるものとする。
- DMA T登録者は、通常時に、連絡体制などDMA T派遣の準備を整え、DMA Tの研修・訓練に積極的に参加する。
- 都道府県は、日本DMA T検討委員会が定める要件に基づいて、地方ブロックごとに、DMA Tの継続的な研修・訓練を行う。
- 都道府県は、厚生労働省又は都道府県が実施するDMA T関連の研修や訓練において、管内のDMA T登録者の技能維持、DMA Tインストラクター・タスクの養成・保持等を目的とした、

の養成・保持等を目的とした、研修及び訓練への参加を推進する環境整備に努める。

IV 初動

1～3 (略)

4. DMA Tコーディネーションチームの派遣要請

- DMA Tコーディネーションチームの派遣要請はDMA Tの派遣要請に準じる。
- 災害の規模に応じて、厚生労働省・DMA T事務局は被災都道府県の派遣要請に基づき、都道府県、文部科学省、国立病院機構等に対してDMA TとともにDMA Tコーディネーションチームの派遣を調整する。

(削除)

5 (略)

V 被災都道府県保健医療福祉調整本部、各DMA T本部等の役割

1. 被災都道府県保健医療福祉調整本部

- 被災都道府県は、大規模災害時において、保健医療福祉調整本部を設置し、管内等で活動するすべてのDMA Tを都道府県DMA T調整本部を通じて統括する。
- 被災都道府県は、都道府県保健医療福祉調整本部の要員として、DMA T事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括

研修及び訓練への参加を推進する環境整備に努める。

IV 初動

1～3 (略)

4. DMA Tロジスティックチーム隊員の派遣要請 (新設)

- 災害の規模に応じて、厚生労働省・DMA T事務局は被災都道府県と調整のうえ、都道府県、文部科学省、国立病院機構等に対してDMA TとともにDMA Tロジスティックチーム隊員の派遣を要請する。
- DMA T事務局は、DMA Tロジスティックチーム隊員の中から、DMA Tロジスティックチームを編成する。

5 (略)

V 被災都道府県保健医療福祉調整本部、各DMA T本部等の役割

1. 被災都道府県保健医療福祉調整本部

- 被災都道府県は、大規模災害時において、保健医療福祉調整本部を設置し、管内等で活動するすべてのDMA Tを都道府県DMA T調整本部を通じて統括する。
- 被災都道府県は、都道府県保健医療福祉調整本部の要員として、DMA T事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括

DMA T登録者、DMA Tコーディネーター等の支援を受けることができる。

- 保健医療福祉調整本部は、被災都道府県災害対策本部の指揮下に置かれる。

2. 都道府県DMA T調整本部

- 被災都道府県、DMA Tの派遣要請を受けた都道府県および患者の受け入れ要請を受けた都道府県は、管内等で活動するすべてのDMA Tを指揮する都道府県DMA T調整本部を設置する。
- 都道府県DMA T調整本部は、被災都道府県災害対策本部及び都道府県保健医療福祉調整本部の指揮下に置かれる。被災地域外等で、都道府県災害対策本部・都道府県保健医療福祉調整本部が立ち上がっていない場合は、都道府県の医療担当部局の指揮下に置かれる。なお、都道府県保健医療福祉調整本部と都道府県DMA T調整本部が双方設置されている場合は、双方が同じ業務を行う弊害が無いように保健医療福祉調整本部と都道府県DMA T調整本部で調整の上、連携して業務を行うことが望ましい。
- 都道府県は、原則として、災害医療コーディネーターのうち統括DMA T登録者である者の中から、都道府県DMA T調整本部の本部長（以下、本部長）を任命することが望ましい。
- 都道府県は、あらかじめ都道府県DMA T調整本部の責任者となる予定の者として指名していた統括DMA T登録者の中から

DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊員等の支援を受けることができる。

- 保健医療福祉調整本部は、被災都道府県災害対策本部の指揮下に置かれる。

2. 都道府県DMA T調整本部

- 被災都道府県、DMA Tの派遣要請を受けた都道府県および患者の受け入れ要請を受けた都道府県は、管内等で活動するすべてのDMA Tを指揮する都道府県DMA T調整本部を設置する。
- 都道府県DMA T調整本部は、被災都道府県災害対策本部及び都道府県保健医療福祉調整本部の指揮下に置かれる。被災地域外等で、都道府県災害対策本部・都道府県保健医療福祉調整本部が立ち上がっていない場合は、都道府県の医療担当部局の指揮下に置かれる。なお、都道府県保健医療福祉調整本部と都道府県DMA T調整本部が双方設置されている場合は、双方が同じ業務を行う弊害が無いように保健医療福祉調整本部と都道府県DMA T調整本部で調整の上、連携して業務を行うことが望ましい。
- 都道府県は、原則として、災害医療コーディネーターのうち統括DMA T登録者である者の中から、都道府県DMA T調整本部の本部長（以下、本部長）を任命することが望ましい。
- 都道府県は、あらかじめ都道府県DMA T調整本部の責任者となる予定の者として指名していた統括DMA T登録者の中から

本部長を任命する。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ指名していた者以外の統括DMA T登録者を本部長代行として任命することができる。

- 被災都道府県は、都道府県DMA T調整本部の要員として、DMA T事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMA T登録者、DMA Tコーディネーター等の支援を受ける。

- 都道府県は、都道府県DMA T調整本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。

- 被災地内の都道府県DMA T調整本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。

➤ 派遣要請

- ✓ 災害規模に応じて、都道府県災害医療コーディネーター等と連携し、非被災都道府県や厚生労働省にDMA T派遣要請を行うよう助言する

➤ 各DMA T本部の立ち上げ、運用

- ✓ 都道府県DMA T調整本部以外の都道府県内の各DMA T本部の設置、指揮及び調整
- ✓ 都道府県災害対策本部、都道府県保健医療福祉調整本部との連絡及び調整
- ✓ 都道府県災害医療コーディネーター等と連携した都道府県保健医療福祉調整本部のコーディネート機能への支援

本部長を任命する。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ指名していた者以外の統括DMA T登録者を本部長代行として任命することができる。

- 被災都道府県は、都道府県DMA T調整本部の要員として、DMA T事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。

- 都道府県は、都道府県DMA T調整本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。

- 被災地内の都道府県DMA T調整本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。

➤ 派遣要請

- ✓ 災害規模に応じて、都道府県災害医療コーディネーター等と連携し、非被災都道府県や厚生労働省にDMA T派遣要請を行うよう助言する

➤ 各DMA T本部の立ち上げ、運用

- ✓ 都道府県DMA T調整本部以外の都道府県内の各DMA T本部の設置、指揮及び調整
- ✓ 都道府県災害対策本部、都道府県保健医療福祉調整本部との連絡及び調整
- ✓ 都道府県災害医療コーディネーター等と連携した都道府県保健医療福祉調整本部のコーディネート機能への支援

✓ 厚生労働省との情報共有 ✓ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じて、消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を行う ✓ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じて、保健医療福祉活動チームとの連携及び調整の補助を行う ➤ 被災状況の把握とDMA T活動戦略の策定 ✓ 都道府県内の医療機関等の被災情報の収集、E M I S への入力促進 ✓ 都道府県内等で活動するすべてのDMA Tの指揮及び調整 ✓ DMA Tの投入や配分に関する方針策定および周知 ✓ 都道府県内におけるDMA T活動方針の策定 ➤ 医療搬送調整 ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、都道府県内における医療搬送ニーズ把握の補助を行う ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保等の調整の補助を行う ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、都道府県内全体の搬送フロー図の策定の補助を行う ✓ 広域医療搬送計画の把握、周知	✓ 厚生労働省との情報共有 ✓ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じて、消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を行う ✓ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じて、保健医療活動チームとの連携及び調整の補助を行う ➤ 被災状況の把握とDMA T活動戦略の策定 ✓ 都道府県内の医療機関等の被災情報の収集、E M I S への入力促進 ✓ 都道府県内等で活動するすべてのDMA Tの指揮及び調整 ✓ DMA Tの投入や配分に関する方針策定および周知 ✓ 都道府県内におけるDMA T活動方針の策定 ➤ 医療搬送調整 ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、都道府県内における医療搬送ニーズ把握の補助を行う ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保等の調整の補助を行う ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、都道府県内全体の搬送フロー図の策定の補助を行う ✓ 広域医療搬送計画の把握、周知
---	---

✓ ドクターヘリの運航と運用に関わる調整の補助を行う (ドクターヘリ調整部の設置、航空運用調整班への人員派遣等) ➤ ロジスティクス ✓ 都道府県内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティクス ➤ DMA T撤収と引き継ぎの調整 ✓ 撤収及び追加派遣の必要性の助言 ➤ その他必要な事務 ・被災地域外の都道府県DMA T調整本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。 ➤ 都道府県内のDMA Tの派遣調整の補助 ➤ 被災情報等の収集 ➤ 被災地で活動する自都道府県DMA Tへのロジスティクス ➤ 被災地の都道府県DMA T調整本部との連絡及び調整 ➤ 被災地域からの患者の受け入れの支援 ➤ DMA T・SCU指揮所の設置、指揮及び調整への助言 ➤ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を行う ➤ 厚生労働省との情報共有 ➤ その他必要な事務 3. DMA T活動拠点本部 ・都道府県DMA T調整本部は、必要に応じてDMA T活動拠点	✓ ドクターヘリの運航と運用に関わる調整の補助を行う (ドクターヘリ調整部の設置、航空運用調整班への人員派遣等) ➤ ロジスティクス ✓ 都道府県内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティクス ➤ DMA T撤収と引き継ぎの調整 ✓ 撤収及び追加派遣の必要性の助言 ➤ その他必要な事務 ・被災地域外の都道府県DMA T調整本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。 ➤ 都道府県内のDMA Tの派遣調整の補助 ➤ 被災情報等の収集 ➤ 被災地で活動する自都道府県DMA Tへのロジスティクス ➤ 被災地の都道府県DMA T調整本部との連絡及び調整 ➤ 被災地域からの患者の受け入れの支援 ➤ DMA T・SCU指揮所の設置、指揮及び調整への助言 ➤ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を行う ➤ 厚生労働省との情報共有 ➤ その他必要な事務 3. DMA T活動拠点本部 ・都道府県DMA T調整本部は、必要に応じてDMA T活動拠点
---	---

本部を設置する。

- DMA T活動拠点本部の責任者は、統括DMA T登録者が担当する。
- DMA T活動拠点本部は、都道府県DMA T調整本部の指揮下に置かれる。
- DMA T活動拠点本部は、都道府県DMA T調整本部により、災害拠点病院等から選定され、必要に応じて複数箇所設置される。
- DMA T活動拠点本部に指定された医療機関のDMA T（不在時は他医療機関等から派遣されたDMA T）の責任者は、都道府県、厚生労働省等と連携し、DMA T活動拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- DMA T活動拠点本部に指定された医療機関のDMA T（不在時は他医療機関等から派遣されたDMA T）の責任者が統括DMA T登録者でない場合は、統括DMA T登録者が到着後に、権限を委譲する。
- DMA T活動拠点本部が設置された災害拠点病院は、DMA T活動拠点本部の場所やDMA Tの待機場所の確保、通信インフラ、資器材の提供などの支援を行う。
- DMA T活動拠点本部は、本部要員として、DMA T事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMA T登録者、DMA Tコーディネーター等の支援を受ける。
- DMA T活動拠点本部において、必要に応じて消防等関係機関

本部を設置する。

- DMA T活動拠点本部の責任者は、統括DMA T登録者が担当する。
- DMA T活動拠点本部は、都道府県DMA T調整本部の指揮下に置かれる。
- DMA T活動拠点本部は、都道府県DMA T調整本部により、災害拠点病院等から選定され、必要に応じて複数箇所設置される。
- DMA T活動拠点本部に指定された医療機関のDMA T（不在時は他医療機関等から派遣されたDMA T）の責任者は、都道府県、厚生労働省等と連携し、DMA T活動拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- DMA T活動拠点本部に指定された医療機関のDMA T（不在時は他医療機関等から派遣されたDMA T）の責任者が統括DMA T登録者でない場合は、統括DMA T登録者が到着後に、権限を委譲する。
- DMA T活動拠点本部が設置された災害拠点病院は、DMA T活動拠点本部の場所やDMA Tの待機場所の確保、通信インフラ、資器材の提供などの支援を行う。
- DMA T活動拠点本部は、本部要員として、DMA T事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。
- DMA T活動拠点本部において、必要に応じて消防等関係機関

からの連絡要員を受け入れる。

- DMA T活動拠点本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。

➤ 指揮系統の確立

- ✓ 管内のDMA T指揮所の設置、指揮及び調整
- ✓ 参集したDMA Tの登録、指揮及び調整
- ✓ 管内におけるDMA T活動方針の策定
- ✓ 都道府県DMA T調整本部、都道府県保健医療福祉調整本部、保健所又は市町村における保健医療福祉活動の調整等を担う本部、地域災害医療対策会議等との連絡及び調整
- ✓ 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を行う
- ✓ 保健所、市区町村、消防等の関係機関への連絡要員の派遣を行う
- ✓ 医師会及び保健所等と連携し、地域災害医療対策会議におけるコーディネート機能の支援を行う

➤ 医療機関の情報収集

- ✓ 管内の医療機関等の被災情報等の収集
- ✓ 収集した情報のE M I Sへの反映

➤ 医療搬送調整

- ✓ 管内の地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保等の調整の補助を行う

からの連絡要員を受け入れる。

- DMA T活動拠点本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。

➤ 指揮系統の確立

- ✓ 管内のDMA T指揮所の設置、指揮及び調整
- ✓ 参集したDMA Tの登録、指揮及び調整
- ✓ 管内におけるDMA T活動方針の策定
- ✓ 都道府県DMA T調整本部、都道府県保健医療福祉調整本部、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部、地域災害医療対策会議等との連絡及び調整
- ✓ 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を行う
- ✓ 保健所、市区町村、消防等の関係機関への連絡要員の派遣を行う
- ✓ 医師会及び保健所等と連携し、地域災害医療対策会議におけるコーディネート機能の支援を行う

➤ 医療機関の情報収集

- ✓ 管内の医療機関等の被災情報等の収集
- ✓ 収集した情報のE M I Sへの反映

➤ 医療搬送調整

- ✓ 管内の地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保等の調整の補助を行う

- ✓ 管内の搬送フロー図の策定の補助を行う
- ✓ ドクターヘリ本部と連携し、ドクターヘリの運航と運用に関わる調整の補助を行う
- ロジスティクス
 - ✓ 管内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティクス
- DMA T撤収、引継ぎ
 - ✓ 当該地域からの撤収及び追加派遣の必要性の判断に関する都道府県DMA T調整本部への助言
- その他必要な事務

4. (略)

5. DMA T参集拠点本部

- 都道府県DMA T調整本部又はDMA T事務局は、必要に応じてDMA T参集拠点到DMA T参集拠点本部を設置する。
- DMA T参集拠点本部は、都道府県DMA T調整本部又はDMA T事務局の指揮下に置かれる。
- DMA T参集拠点本部の責任者は、統括DMA T登録者が担当する。
- DMA T事務局が参集拠点本部を設置した場合、設置後、速やかに当該都道府県に連絡する。
- DMA T参集拠点本部は、災害拠点病院、空港、高速道路のSA、PA等、派遣されたDMA Tが最初に集合する場所に置かれる参集拠点到設置する。

- ✓ 管内の搬送フロー図の策定の補助を行う
- ✓ ドクターヘリ本部と連携し、ドクターヘリの運航と運用に関わる調整の補助を行う
- ロジスティクス
 - ✓ 管内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティクス
- DMA T撤収、引継ぎ
 - ✓ 当該地域からの撤収及び追加派遣の必要性の判断に関する都道府県DMA T調整本部への助言
- その他必要な事務

4. (略)

5. DMA T参集拠点本部

- 都道府県DMA T調整本部又はDMA T事務局は、必要に応じてDMA T参集拠点到DMA T参集拠点本部を設置する。
- DMA T参集拠点本部は、都道府県DMA T調整本部又はDMA T事務局の指揮下に置かれる。
- DMA T参集拠点本部の責任者は、統括DMA T登録者が担当する。
- DMA T事務局が参集拠点本部を設置した場合、設置後、速やかに当該都道府県に連絡する。
- DMA T参集拠点本部は、災害拠点病院、空港、高速道路のSA、PA等、派遣されたDMA Tが最初に集合する場所に置かれる参集拠点到設置する。

- DMAT参集拠点本部に先着したDMATは、都道府県、厚生労働省等と連携し、DMAT参集拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- 先着したDMATの責任者が統括DMAT登録者でない場合は、統括DMAT登録者が到着後に権限を委譲する。
- DMAT参集拠点本部は、本部要員として、DMAT事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMAT登録者、DMATコーディネーター等の支援を受ける。
- DMAT参集拠点本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。
- DMAT参集拠点本部は、以下の業務を行うものとする。
 - 参集したDMATの登録と指揮
 - 厚生労働省、DMAT事務局、都道府県DMAT調整本部のDMAT配分方針に基づいた、活動する都道府県、DMAT本部の具体的な指示
 - 被災情報等の収集
 - DMAT、医療機関へのロジスティクスの拠点としての活動
 - 都道府県DMAT調整本部、都道府県保健医療福祉調整本部等との連絡及び調整
 - 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び情報共有
 - 厚生労働省との情報共有
 - その他必要な事務

- DMAT参集拠点本部に先着したDMATは、都道府県、厚生労働省等と連携し、DMAT参集拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- 先着したDMATの責任者が統括DMAT登録者でない場合は、統括DMAT登録者が到着後に権限を委譲する。
- DMAT参集拠点本部は、本部要員として、DMAT事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMAT登録者、DMATロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。
- DMAT参集拠点本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。
- DMAT参集拠点本部は、以下の業務を行うものとする。
 - 参集したDMATの登録と指揮
 - 厚生労働省、DMAT事務局、都道府県DMAT調整本部のDMAT配分方針に基づいた、活動する都道府県、DMAT本部の具体的な指示
 - 被災情報等の収集
 - DMAT、医療機関へのロジスティクスの拠点としての活動
 - 都道府県DMAT調整本部、都道府県保健医療福祉調整本部等との連絡及び調整
 - 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び情報共有
 - 厚生労働省との情報共有
 - その他必要な事務

6. 厚生労働省医政局及びDMA T事務局

- 厚生労働省医政局及びDMA T事務局は、DMA Tの派遣の要請等、DMA Tの活動全般について厚生労働省の本部機能を果たす。
- 厚生労働省医政局及びDMA T事務局は、以下の業務を行うものとする。
 - 被災都道府県（統括DMA T登録者）との連絡調整
 - 都道府県DMA T調整本部の支援
 - DMA T派遣に関する調整
 - DMA T活動にかかる方針の策定
 - 全国のDMA T隊員への情報提供
 - 事務局員の各本部への派遣
 - DMA Tコーディネーションチームの派遣に関する調整
 - 搬送手段（自衛隊等）の確保に関する調整及び情報提供
 - ドクターヘリ及び災害調査ヘリの派遣調整
 - 被災地域外の患者受入医療機関の確保
 - 物資の調達と輸送手段の確保
 - 活動終了、2次隊、3次隊等派遣の必要性の判断
 - 政府内部の調整

7・8 （略）

VI DMA Tの活動

1. 被災地域での活動

6. 厚生労働省医政局及びDMA T事務局

- 厚生労働省医政局及びDMA T事務局は、DMA Tの派遣の要請等、DMA Tの活動全般について厚生労働省の本部機能を果たす。
- 厚生労働省医政局及びDMA T事務局は、以下の業務を行うものとする。
 - 被災都道府県（統括DMA T登録者）との連絡調整
 - 都道府県DMA T調整本部の支援
 - DMA T派遣に関する調整
 - DMA T活動にかかる方針の策定
 - 全国のDMA T隊員への情報提供
 - 事務局員の各本部への派遣
 - DMA Tロジスティックチーム隊員の派遣に関する調整
 - 搬送手段（自衛隊等）の確保に関する調整及び情報提供
 - ドクターヘリ及び災害調査ヘリの派遣調整
 - 被災地域外の患者受入医療機関の確保
 - 物資の調達と輸送手段の確保
 - 活動終了、2次隊、3次隊等派遣の必要性の判断
 - 政府内部の調整

7・8 （略）

VI DMA Tの活動

1. 被災地域での活動

- 被災地域で活動するDMA Tは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部に行き、その調整下で被災地域での活動を行う。
- 被災地域で活動するDMA Tは、原則的として、自力で移動する。
- 被災地域で活動するDMA Tは、DMA T本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。また、現地の医療ニーズに応じて柔軟に活動する。さらに、他の保健医療福祉活動チーム等と、情報共有を含めた連携を行う。
- 空路で被災地に参集したDMA Tについても、状況に応じてこれらの活動に従事する。その場合、移動手段の確保についてはDMA Tコーディネーションチームが支援する。
- 医療機関に派遣されたDMA Tは、当該医療機関での活動中は、当該医療機関長の指揮下に入る。
- 医療機関に派遣されたDMA Tは、当該医療機関の被害状況を把握し、必要に応じて、EMISで発信する。
- 医療機関に派遣されたDMA Tは、把握した被害状況に応じて、物資支援、搬送支援、診療支援等の活動を行う。
- DMA Tは、自施設や関係機関等の搬送車両および航空機等に同乗し、医療搬送を実施する。
- 災害現場で活動するDMA Tは、当該地域で活動中の消防機関等と連携し、トリアージ、緊急治療等を行う。

- 被災地域で活動するDMA Tは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部に行き、その調整下で被災地域での活動を行う。
- 被災地域で活動するDMA Tは、原則的として、自力で移動する。
- 被災地域で活動するDMA Tは、DMA T本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。また、現地の医療ニーズに応じて柔軟に活動する。さらに、他の保健医療活動チーム等と、情報共有を含めた連携を行う。
- 空路で被災地に参集したDMA Tについても、状況に応じてこれらの活動に従事する。その場合、移動手段の確保についてはDMA Tロジスティックチームが支援する。
- 医療機関に派遣されたDMA Tは、当該医療機関での活動中は、当該医療機関長の指揮下に入る。
- 医療機関に派遣されたDMA Tは、当該医療機関の被害状況を把握し、必要に応じて、EMISで発信する。
- 医療機関に派遣されたDMA Tは、把握した被害状況に応じて、物資支援、搬送支援、診療支援等の活動を行う。
- DMA Tは、自施設や関係機関等の搬送車両および航空機等に同乗し、医療搬送を実施する。
- 災害現場で活動するDMA Tは、当該地域で活動中の消防機関等と連携し、トリアージ、緊急治療等を行う。

2. (略)

3. ロジスティクス

- DMATは、DMAT活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等については、自ら確保しながら、継続した活動を行うことを基本とする。

(削る)

- 厚生労働省、都道府県、DMATコーディネーションチーム等は、DMAT活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等に関し、関係業界（通信関係、ヘリコプター、レンタカー、タクシー等の交通関係、医薬品等の卸関係等）に対して、その確保を依頼するとともに可能な限り支援・調整を行う。
- DMATの派遣元の都道府県は、派遣したDMATへのロジスティクスを可能な限り行うことが望ましい。
- 日本赤十字社、国立病院機構等は、厚生労働省、都道府県等の要請に応じ、DMAT活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等の確保を可能な範囲で行う。

4. (略)

5. DMAT活動の終了

- DMAT活動の終了については、被災都道府県が、災害医療コーディネーター、DMAT事務局等の助言を踏まえて決定する。
- 大規模災害時等におけるDMAT活動の終了の目安は、保健医療福祉活動チームや地域の医療資源が確保され、組織的な支援

2. (略)

3. ロジスティクス

- DMATは、DMAT活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等については、自ら確保しながら、継続した活動を行うことを基本とする。

- ロジスティクスは、DMATやDMATロジスティックチーム、DMAT補助要員が担当する。

- 厚生労働省、都道府県、DMATロジスティックチーム等は、DMAT活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等に関し、関係業界（通信関係、ヘリコプター、レンタカー、タクシー等の交通関係、医薬品等の卸関係等）に対して、その確保を依頼するとともに可能な限り支援・調整を行う。
- DMATの派遣元の都道府県は、派遣したDMATへのロジスティクスを可能な限り行うことが望ましい。
- 日本赤十字社、国立病院機構等は、厚生労働省、都道府県等の要請に応じ、DMAT活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等の確保を可能な範囲で行う。

4. (略)

5. DMAT活動の終了

- DMAT活動の終了については、被災都道府県が、災害医療コーディネーター、DMAT事務局等の助言を踏まえて決定する。
- 大規模災害時等におけるDMAT活動の終了の目安は、保健医療活動チームや地域の医療資源が確保され、組織的な支援が行

が行われていることである。

- DMA T コーディネーションチームは、保健医療福祉活動チームによる組織的な活動の体制が確立し、円滑に運営されることを確認し、活動を終了する。
- 各DMA Tは、撤収について、所属するDMA T本部、指揮所、派遣元の都道府県・DMA T指定医療機関と調整する。

VII 費用の支弁

1. 原則

- DMA T コーディネーションチームを含むDMA Tの派遣に要した費用は、原則として、DMA Tを派遣したDMA T指定医療機関と都道府県との事前の協定に基づいて支弁されるものとする。
- 被災都道府県の要請によらないDMA Tの派遣については、費用支弁は原則として行われない。

2・3 (略)

VIII (略)

われていることである。

- DMA T ロジスティックチームは、保健医療活動チームによる組織的な活動の体制が確立し、円滑に運営されることを確認し、活動を終了する。
- 各DMA Tは、撤収について、所属するDMA T本部、指揮所、派遣元の都道府県・DMA T指定医療機関と調整する。

VII 費用の支弁

1. 原則

- DMA T ロジスティックチームを含むDMA Tの派遣に要した費用は、原則として、DMA Tを派遣したDMA T指定医療機関と都道府県との事前の協定に基づいて支弁されるものとする。
- 被災都道府県の要請によらないDMA Tの派遣については、費用支弁は原則として行われない。

2・3 (略)

VIII (略)

以上